

まなびや



この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

第82号 平成26年10月31日
発行：株式会社 測量舎
〒130-0021
東京都墨田区緑1-24-5 4F
TEL：03(3846)1437
FAX：03(3846)1416
E-mail：tokyo@sokuryousha.jp
URL：http://www.sokuryousha.co.jp

<今月のことば>

全ては人材(財)次第だ！



<「お陰さま」 by 高橋一雄 >

第130話 印鑑

印鑑発祥の地は紀元前 4000 年頃のメソポタミヤで、それを押すことによって所有権を表すことを目的として生まれました。その後、シルクロードを通して中国から日本に伝わったとされています。有名なものは、福岡県志賀島で発見された、後漢の光武帝から贈られたとされる「漢委奴国王」の金印があります。

日本の印鑑の歴史は千数百年前まで遡ることができますが、一般庶民が印鑑を使用するようになったのは、明治6年太政官布告によって、爪印・花印の使用を禁止し、実印登録と使用が義務づけられてからです。

現在使われている印鑑には、実印、銀行印、認印、役職員、角印、割印、契印、資格印などがありますが、最も普及しているのは認印ではないでしょうか？

この認印ですが、実印との法的効力に違いはありません。実印の方が印鑑証明書がある分、本人が押したという証明がしやすいというだけで、認印でも本人が押したことが証明できれば、法的効力は同じなのです。

重要な書類に押印する場合には、認印だからといって気安く押すのは危険です。また出来合いの三文判で押印することは、誰でも手に入れることができる分、証明も否定も難しく更に危険です。

はんこ文化の日本では、押印することは「本人の最終意思表示」と考えられているのです。

平成26年10月

*バックナンバーは弊社ホームページ
「測量舎通信」をご覧ください。

～・～・～ 10月の出来事 ～・～・～

<個人別売上・入金順位>

売上トップ 清水さん
入金トップ 清水さん
社長より報奨金が贈られます。



<トップ賞>

月間MVP 佐藤さん
ポイント賞 清水さん
社長より報奨金が贈られます。

<早朝勉強会> (自由参加)

7日(火) 14日(火) 21日(火)
28日(火)の午前7:45～
8:30に早朝勉強会が開催されました。
テーマは「測量作業手順の解説」でした。



<高橋さんが講師を務めました>

10月10日(金)にNPO法人相続アドバイザー協議会様主催の相続アドバイザー養成講座で第11講座の講師を務めました。
タイトルは「相続と測量」です。



<コラム掲載のお知らせ>

高橋さんが三井不動産レッツ様のホームページにてコラムを連載しております。みなさん、是非ご覧ください。



<http://www.mitsuihudousan.co.jp/lets/index.html>

<富士山測り隊 YouTube 掲載>

富士山測り隊の活躍ぶりをYouTubeに掲載しています。第19次富士山測り隊まで掲載していますので是非ご覧下さい。



<http://www.youtube.com/user/sokuryousha>

<編集後記> 池田 みゆき

季節の変わり目には体調を崩しやすいので手洗いうがいで体調管理をしっかりしましょう！





<今月の社員> 飯沼 奨



今月の社員を担当する飯沼です。仕事は、経理担当をさせていただいています。入社して4ヶ月となり最近やっと職場の雰囲気にも慣れてきました。

みなさんから、明るく優しく接してもらっています。また先日私の誕生日だったのですが、その時会社からケーキを用意してもらいました。

まだ半人前の自分なのに本当によくしてくれています。早く一人前になれるようにがんばっていきたくと思っています。

職場が墨田区緑にあるということもあって两国駅周辺でランチしています。「ポパイ」という店は安くておいしいのでよく利用させていただいています。

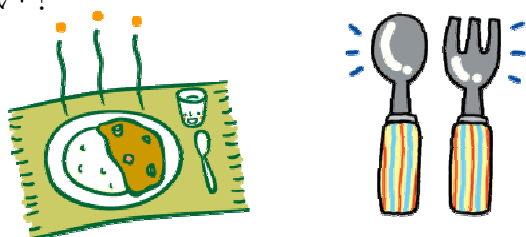
いつものようにポパイさんでランチを済ませ仕事に取り掛かろうとしていたら、社内から流れるラジオで、リスナーがお勧めのレストランを紹介するコーナーがやっていました。

おいしいビールを提供する店としてポパイさんが J-wave で食べに自分が行った直後に紹介されるというなんとも珍しい事が起きました。

こんなこともあるんだなーと思いました。

食事だけでなく、いつかそのおいしいビールを味わいパワーの源して是非、仕事の活力にしたいなと思います。

もし興味を持った方がいらっしゃいましたら、两国駅前にありますので是非、行ってみてください！



～・～・～ 11月の予定 ～・～・～

<11月のお誕生日>

15日 池田主人



<社長と面接> (希望者のみ)

- ・6日, 13日, 20日, 27日 (毎週木曜日)
- 18:15~18:45

<グループ会議> (チーム長以上参加)

- ・4日(火), 11日(火), 18日(火), 25日(火)の18:30からです。

<社長と飲み会> (自由参加)

- ・16日(日) 18:30~20:30
- 12月は29日(月)19時から納会です。



<特別社内研修> (全員強制参加)

- ・11月の特別社内研修はありません。
- ・12月は23日(火)です。
- 9:00~大掃除
- 16:00~測量舎道場の予定です。

<早朝勉強会> (自由参加)

- ・4日(火), 11日(火), 18日(火), 25日(火) 午前7:45~8:30です。
- テーマは「測量作業手順の解説」です。



<第20次富士山測り隊> (自由参加)



第19次富士山測量の終了地点は全長45kmの内約29km。標高は約2073mです。

第20次富士山測り隊は、11月16日(日)です。

<高橋さんが講師を務めます>

11月2日(日)にNPO 法人相続アドバイザー協議会様主催の相続アドバイザー養成講座で第7講座の講師を務めます。タイトルは「相続と測量」です。

11月12日(水)にNPO 法人相続アドバイザー協議会様主催の第81回相続寺子屋で講師を務めます。タイトルは「あなたの知らない歴史(私説)」です。





まなびや

この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

第82号 平成26年10月31日
発行：土地家屋調査士法人 測量舎
〒130-0021
東京都墨田区緑1-24-5 4F
TEL：03(3846)1413
FAX：03(3846)1416
E-mail：tokyo@sokuryousha.jp
URL：http://www.sokuryousha.jp

<不動産登記Q&A> Vol.174

文責 清水孝男（ADR認定土地家屋調査士）
（測量士・基準点測量1級専門技術者）

Q 登記申請書にはどのような書類を
添付するのですか？（その11）

A 登記の申請書には、登記の種類に応じて法令で定められた書類・図面を添付しなければならないことになっています。一般的に必要とされている添付書類・図面は、以下に掲げたとおりです。

⑩規約証明書

区分建物の表示に関する登記の申請書には、規約（人々の協議によって決められた規則）を証する書面を添付しなければならない場合がいくつかあります。

1. 区分所有者が法定敷地につき登記された所有権、地上権または賃借権を有する場合は、それらの権利は通常は敷地権となるが、それらの権利が敷地権でないものとして建物の表示に関する登記を申請するときは、これらの権利が敷地権でないことを証する書面（分離処分可能規約の存在を証する書面）を添付しなければなりません。



法定敷地とは、区分所有建物が必ず必要とする敷地（建物が所存する土地）のことをいいます。

敷地権とは、土地の登記簿に登記された敷地利用権（所有権、地上権、賃借権）であって、建物と分離して処分することが出来ないものをいいます。

2. 敷地権の目的たる土地が規約敷地であるときは、その規約を証する書面を添付しなければなりません。

規約敷地とは、建物の敷地ではないが、庭園、駐車場など建物の敷地と一体的に使用される土地であり、区分所有者の規約によって区分所有建物の敷地とされた土地をいいます。

